

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(長崎南部森林計画区)

(第 2 次 変 更 計 画)

計画期間	自 平成 2 8 年 4 月 1 日
	至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(長崎南部森林計画区)

(第 2 次 変 更 計 画)

計画期間

自 平成 2 8 年 4 月 1 日

至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から間伐を推進するとともに、森林整備のための効率的な路網整備を促進するため、また、保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成28年3月策定、平成29年3月変更、計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日）の変更内容

（1）「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（4）主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量 ④林道の開設及び改良の総量」を上記理由により変更する。

（2）「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（3）特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(3) 主要事業の実施に関する事項	1
① 伐採総量	1
④ 林道の開設及び改良の総量	1
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	1
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	1
① 保護林	1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	<u>23,534</u>	<u>200,735</u> (2,577)	<u>224,269</u> [15,731]
前 計 画	22,000	164,000 (2,572)	186,000

注：() は、間伐面積である。

[] は、臨時的な伐採量で外書き。

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
本計画	<u>18</u>	<u>31,000</u>	<u>20</u>	<u>8,000</u>

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積(ha)
<u>生物群集保護林</u>	<u>1</u>	<u>443</u>
<u>希少個体群保護林</u>	<u>4</u>	<u>88</u>
<u>総 数</u>	<u>5</u>	<u>531</u>

第 5 次国有林野施業実施計画書

(長崎南部森林計画区)

(第 2 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 8 年 4 月	1 日
至	平成 3 3 年 3 月	3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から間伐を推進することとともに、森林整備のための効率的な路網整備を促進するため、また、保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成28年3月策定、平成29年3月変更、計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日）の変更内容

- （1）「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「（4）伐採総量」を上記理由により変更する。
- （2）「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。
- （3）「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（1）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

1 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(4) 伐採総量	1
3 林道の整備に関する事項	3
5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	4
(1) 保護林の名称及び区域	4

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林 地				林地 以外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨時 伐採量	計	
山地災害防止タイプ		—	4,142 (57)	4,142			
自然維持タイプ		—	4,940 (69)	4,940			
森林空間利用タイプ		—	5,655 (76)	5,655			
快適環境形成タイプ		—	— (—)	—			
水源 かん 涵 養 タ イ プ	スギ・ヒノキ普通伐期	3,829	618	4,447			
	スギ長伐期	—	28,252	28,252			
	ヒノキ長伐期	—	157,060	157,060			
	スギ・ヒノキ複層林	19,705	—	19,705			
	保護樹帯	—	68	68			
	計	23,534	185,998 (2,376)	209,532			
合 計		23,534	200,735 (2,577)	224,269	15,731	240,000	— 240,000
年 平 均		4,707	40,475 (522)	45,182	3,218	48,400	— 48,400

注 () は、間伐面積である。また、四捨五入の関係で、面積が合わない。
年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市 町 村 名	林 地				林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時 伐採量		
長 崎 市	3,104	22,006	25,110			
島 原 市	—	19,445	19,445			
大 村 市	6,945	28,802	35,747			
西 海 市	9,728	52,351	62,079			
雲 仙 市	3,757	69,929	73,686			
南 島 原 市	—	8,202	8,202			

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
基 幹	開 設	千々石林道	111、112	2,200	
		広河原 <u>105</u> 林道	104	2,100	
		久良原林道	4、5、6	1,000	
		郡岳林道	20	1,200	
その他	開 設	神浦56林道	56	<u>3,000</u>	
		福重山21林道	21	1,700	
		南河内10林道	10	1,500	
		川山44林道	44	1,500	
		湯川内原99林道	98、99	2,100	
		土黒 <u>71</u> 林道	70、71	1,500	
		深江林道	97、98	1,500	
		千々石117林道	117	1,400	
		千々石116林道	116	1,200	
		<u>山田121林道</u>	<u>121、122</u>	<u>2,700</u>	
		<u>守山123林道</u>	<u>122、123</u>	<u>1,200</u>	
		<u>水之出口74林道</u>	<u>74、75</u>	<u>500</u>	
		<u>水之出口81林道</u>	<u>74、81</u>	<u>3,400</u>	
		<u>田代原118林道</u>	<u>118</u>	<u>1,300</u>	
基 幹	改 良	西郷林道	124	800	舗装外
		千々石林道	110、111、114、 116、117	1,200	舗装外
		広河原林道	103、104	300	舗装外
		久良原林道	8、9	500	舗装外
		<u>小岳林道</u>	2	400	舗装外

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
基 幹	改 良	<u>南河内林道</u>	<u>2、9</u>	<u>400</u>	<u>舗装外</u>
その他	改 良	<u>神浦林道55支線</u>	55、56	500	舗装外
		神浦林道	55、57	1,200	舗装外
		水之出口林道	74	100	舗装外
		新福重山林道	19	300	舗装外
		西郷林道第1支線	126	500	舗装外
		<u>千々道林道</u>	<u>49、50</u>	<u>600</u>	<u>舗装</u>
		<u>鶴山47林道</u>	<u>47</u>	<u>600</u>	<u>舗装</u>
		<u>深江林道</u>	<u>98、99</u>	<u>600</u>	<u>舗装外</u>
計	開 設			<u>31,000</u>	<u>18路線</u>
	改 良			<u>8,000</u>	<u>20箇所</u>

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名 称	既設 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
生物 群 集 保 護 林	普賢岳	既設	443.41	78ろ、は、80全、84イ、 92ハ、ニ、93イ、ロ、 94ロ、95い、い1、ろ、 108た	イタヤカエデ、ノリウ ツギ、ナナカマド等の 広葉樹林の植物学的考 証
希 少 個 体 群 保 護 林	萱瀬スギ	既設	3.73	8わ	スギ老齢群生地におけ る植物学的考証
	萱瀬ヒバ	既設	0.30	4る	ヒバ老齢群生地におけ る植物学的考証
	小浜クスノキ	既設	3.14	105ふ	クス老齢人工林の群生 地における植物学的考 証
	野岳イヌツゲ	既設	80.31	94ろ、に、96い、い1、 に、ほ、98く	イヌツゲ群生地の植物 学的考証

